

2004. 10. 1

佐川克弘

“建設中のダム”と利水

先般河川管理者は“建設中のダム”の水需要についての「精査確認」の結果を早急に報告することを表明しました。当然だと考えます。一日も早く報告されることを期待しておりますが、問題はその内容だと思えます。というのは国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課の『需給想定調査調査表』の「水道用水2-1供給想定値」は今後も水資源開発を続ける前提としか思われたい様式となっていて、既得水利権が想定値を上回る場合、水利使用者がそのままでよいのか、或いは過剰水利権を放棄（譲渡）してもよいのか、よいとすればその水利権量はイクラか、具体的に記入する欄が見当たらないからです。※万一河川管理者が『需要想定調査調査表』に基づく水利使用者の個別報告を以て「精査確認」とされたら（大阪市のように）過大な水利権を抱えて困っていると見られる水利使用者が切り捨てられてしまう恐れがあります。

貴委員会はH15年12月、『基礎原案』に対する『意見書』に於いて

『利水に関する整備方針として、基礎原案では、「水需要の抑制」を最初に挙げるとともに、具体化する方策として、「水需要の精査確認」、「水利権のみなおし用途間転用」、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」を取り上げている。これらはいずれも提言が示した方向に一致しており、積極的に推進することを要望する。』

『近年の「利水安全度評価」の算出根拠が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。』と述べられ、『利水部会意見』ではさらに踏み込んで

『望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。』

と述べられています。

私がこれまで貴委員会に寄せた意見は、基本的に貴委員会の意見と一致していると自負しております。河川管理者の「精査確認結果」を貴委員会が「精査確認」されるとき、上記の問題点を徹底的に「精査確認」していただきたくお願い致します。（第4回利水部会検討会・資料2-3-1は「精査確認」に非常に役立つと考えます。）

なお（くどいと言われるかもしれませんが）京都府営水道の問題点は水利権が偏在していることにありますので、そのことを踏まえて「精査確認」して下さるよう重ねてお願い致します。

以上

※『調査表』の様式については第5回ダムWG「参考資料1 496-6~8」参照。